

悪性リンパ腫治療研究会会則

第 1 章 名称

第1条 本会は、悪性リンパ腫治療研究会と称する。

第 2 章 目的および事業

第2条 本会は、悪性リンパ腫の治療に関する共同研究及び原因・病態の研究を行い、悪性リンパ腫の治療成績の向上を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 学術集会の開催
2. 悪性リンパ腫に関する調査、研究
3. 内外の関係機関、学術団体との交流
4. その他、本会の目的達成するために必要な事業

第4条 本会は、事務局を奈良県橿原市四条町840奈良県立医科大学附属病院腫瘍センターに置く。

第 3 章 会員

第5条 本会は、本会の趣旨に賛同した個人の会員で構成される。

第6条 本会への入会は、事務局へ所定の入会申込書を提出することで承認される。

第7条 会員は、本会が行う事業に参加できるとともに、学術集会において発言し、研究業績を発表することができる。

第8条 会員は所定の年会費を納入しなければならない。長期にわたり会費を滞納した者は、会員の資格を失う。

第9条 退会を希望する者はその旨を事務局に通知すれば承認される。

第10条 本会に賛助会員を置くことができる。賛助会員は本会の趣旨に賛同した個人または法人で、賛助会費を納入したものである。

第 4 章 役員

- 第11条 本会に下記の役員を置く。
1. 代表幹事 1名
 2. 幹事 若干名
- 第12条 代表幹事および幹事をもって幹事会を構成する。
- 第13条 代表幹事は幹事会で幹事の互選によって任命される。代表幹事は事務局を代表して会員名簿の管理、会費の徴収・管理に当番幹事と協力して学術集会を開催する。
- 第14条 原則として、幹事は本会員として5年以上の活動歴を有する者の中から推薦され、幹事会の承認を得て任命される。
- 第15条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第 5 章 総会ならびに学術集会

- 第16条 本会は、年1回以上総会ならびに学術集会を開催する。

第 6 章 会計

- 第17条 本会の運営経費は、会費、賛助会費、寄付金およびその他をもってあてる。
- 第18条 代表幹事は幹事の中から会計担当1名を指名し、会計担当は経費全般を管理する。
- 第19条 本会の会計年度は、毎年1月1日より同年12月31日までとする。

第 7 章 会則の変更

- 第20条 本会則の変更は、幹事会の決議と総会の承認を得て行われる。

附則

本会則は、平成15年2月23日より発効する。
平成18年4月16日一部変更。
平成19年3月18日代表幹事、事務局変更承認。
平成21年3月15日第4章14条一部変更。
平成22年3月14日代表幹事、事務局変更承認。

悪性リンパ腫治療研究会会則施行細則

本研究会会則に定められた事項以外のことは、この細則に従って行う。

第1条 総会の開催

総会は、代表幹事の召集により開催される。

第2条 学術集会の開催

当番幹事と代表幹事は協力して学術集会を開催する。当番幹事は前年または前々年の幹事会で幹事の中から選任され、総会の承認を得て任命される。当番幹事は主として集会の企画・立案にあたり、代表幹事および事務局はその実行・運営を支援する。学術集会での発表内容は抄録集として記録される。

第3条 会費

年会費は、5,000円とする。

第4条 細則の変更

本細則の変更は幹事会の決議と総会の承認を得て行われる。

附則

本施行細則は平成12年7月1日より施行する。
平成17年4月24日一部変更。